

地域生活支援センターぽぽろの取 り組みと相談支援の現状

地域生活支援センターぽぽろ センター長 田澤智晴

地域生活支援センターぽぽろ（以下ぽぽろ）の事業


障害者総合支援法に基づく相談支援事業所で、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、より暮らしやすい生活ができるように、地域の状況に応じて、社会福祉士等の相談支援専門員が様々な相談への対応や情報提供、仲間同士の交流等の支援を行っています。

- 相談支援事業
- 地域活動支援センターⅠ型
- 精神障がい者地域生活支援事業
- 地域生活支援拠点事業




精神障がい者地域生活支援事業

- ▶ 対象地域：中空知圏域10市町(中空知圏域)(北海道委託)
- ▶ 事業内容：1年以上の入院及び入所をしている人が、地域生活を始めるために入院、入所中から、自立した日常生活や社会生活が営めるよう地域移行支援事業・地域定着支援事業を提供します。精神障がい者が自立した生活が送れるよう、行政、病院、施設等関係者と連携し、暮らしやすい地域づくりの推進とピアサポーターの育成を実施します。



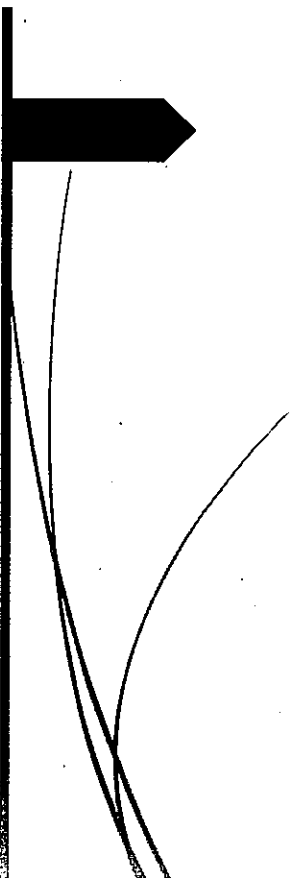
地域生活支援拠点事業

- ▶ 委託市町：砂川市、歌志内市、赤平市、上砂川町、奈井江町、浦臼町、雨竜町(3市4町委託)
- ▶ 事業内容：地域生活支援コーディネーターを配置し、障がい者の緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談等を行ないます。また、親亡き後の生活や障がいの重度化・高齢化を見据え、地域全体で障がい者の生活を支える支援体制の構築を目指します。




Aさんへの支援での課題

- ▶ ヘルパー不足により必要な支援が賄えていない。
- ▶ ぽぽろと本人の関係づくり、遠慮のない相談しやすい関係を。
- ▶ ぽぽろ・包括・医療・町内会などの繋がりを強化する必要がある。
- ▶ 加齢による体力低下などにより在宅の生活が難しくなってくる。



Bさんの場合(60代・男性)

- ▶ 一軒家に一人暮らし。両親は他界。妻子はなく、遠方に親戚がいる。
- ▶ 知的障害。療育手帳A判定。
- ▶ 字は読めない。計算はできない。電話はキッズ携帯。
- ▶ 身の回りの事は一通りはできる。
- ▶ 調理はカセットコンロで簡単に煮炊きする程度。
- ▶ 就労の経験はない。
- ▶ 新しいことを覚えたり、経験ないことをするのは苦手。
- ▶ 立小便で警察に通報されたことがある。



障がいがある方の地域生活を支えるために

- 支援を必要としている人や困っている人を見つける目。
- 困りごとを相談できる場所とそこへつなげる情報提供。
- 福祉サービスの充実。
- 公的サービスで賄いきれない支援の担い手。
- 行政・福祉・医療・地域の連携。